

下記の業務委託について、公募型企画提案方式により参加希望者の募集を行うので、公告する。

令和8年8月21日

しずおか遺産活用推進実行委員会委員長 日比野 秀男

1 業務概要

(1) 業務名

令和8年度「しずおか遺産」紹介動画作成業務委託

(2) 業務目的

「しずおか遺産」は、県内に点在する文化財をストーリーにより結び付けることで、県内外に本県の歴史文化の新たな魅力を発信し、文化財の活用の活性化を目指すものである。

令和7年度に「しずおか遺産」として認定した「ほとけ出づる祈りの里 伊豆」について、ストーリーの概要を紹介する動画を作成し、県民の歴史文化に対する理解を深めるとともに、視聴者を現地に誘い、地元での文化財活用促進の気運を醸成する。

(3) 業務期間

契約締結日の翌日から令和9年2月26日（金）まで

(4) 業務限度額

1,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2 参加申込書及び企画提案書を提出するために必要な要件

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国又は地方公共団体との契約に関して、入札参加停止又は指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 静岡県内に本社又は営業所等の事業拠点を有する点であること。
- (4) 過去5年以内に文化財に関する動画を制作した実績を有する者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(7) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体や個人でないこと。

3 選定基準

提出された企画提案書の内容に基づき、総合的に審査して決定する。

4 手続等

(1) 担当

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 東館12階

しずおか遺産活用推進実行委員会事務局（静岡県スポーツ・文化観光部文化財課）

電話番号 054-221-2554

Eメール bunkazai@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 企画提案募集要領の配布

ア 配布期間

令和8年8月21日（金）から令和8年9月4日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 配布場所

上記(1)

ウ 配布方法

無償で直接配布又は電子メールにより提供する。

上記(1)記載のE-mail宛てに、件名を「【仕様書等送付依頼】令和8年度「しずおか遺産」紹介動画作成業務委託」として電子メールを送付すること。送信アドレス宛てに仕様書等一式を電子データで送付する。

(3) 提出書類等

ア 提出書類 参加申込書、企画提案書、その他企画提案募集要領に記載された書類

イ 提出期限

(7) 参加申込書

令和8年9月4日（金）午後5時まで Eメール、持参又は郵送

(4) 企画提案書及びその他企画提案募集要領に記載された書類

令和8年9月7日（月）午後5時まで 持参又は郵送

ウ 提出場所 上記(1)に同じ

5 その他

(1) 詳細は企画提案募集要領による。

(2) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 照会窓口は、しずおか遺産活用推進実行委員会事務局（静岡県スポーツ・文化観光部文化財課）電話番号 054-221-2554 とする。